



昭和55年

1月15日

No. 476



1月5日 文化センター前

防火を誓い消防出初め式

火災ゼロをめざす決意新たに

新春恒例の室蘭市消防出初め式が5日行われました。午前10時、消防音楽隊を先頭に消防職員、消防団員約500人、ハシゴ車、化学消防車など車両6台が勢ぞろい。室蘭駅前から行進を行い、文化センター前で市長の観閲を受けました。この後の式典で市長は「市民の生命、財産を守るため一段の活躍を…」と述べ、消防職員、団員への励ましと、市民の防火意識の高揚を訴えました。

— 主な内容 —

- 市長 年頭の抱負、を語る 2
- 母子世帯などを対象に灯油購入資金の貸付始まる 3
- 室蘭をきれいにする市民運動「標語とシンボルマーク」を募集 3
- 望洋台スキー場案内 4

室蘭市再生の元年に 白鳥大橋の早期着工実現へ

活力ある室蘭づくりのスタートの年に



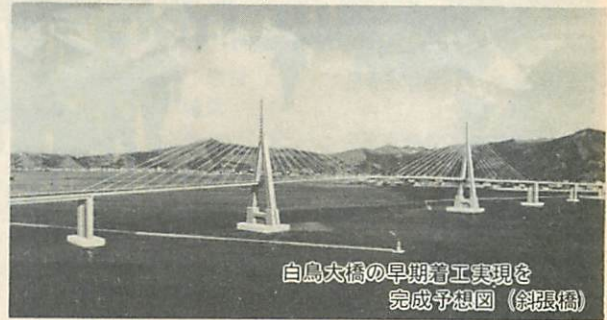
抱負を語る岩田市長

記者会見要旨

市長は、1月4日の記者会見の席上、ことしを「室蘭市再生の元年」と考え、白鳥大橋の着工実現、雇用景気対策の推進による地域経済の復興など五項目を重点に市政を推進していく旨の年頭の抱負を述べましたので、その要旨を紹介します。

市長に就任以来八カ月を経過し

皆さまの期待を実現するため、最善の努力をして参りました。昭和五十四年度予算は、前市長の実質的な編成によるもので、五十五年度予算が私の本来の取り組みとなります。



白鳥大橋の早期着工実現を完成予想図(斜張橋)

したがいがいまして、きわめて厳粛な気持ちでこの新年を迎え、心を引き締め、市長としての責任を全うする決意を新たにしています。

白鳥大橋の早期着工実現 など五項目を重点に

- 一九八〇年代の幕開けとなる昭和五十五年は「室蘭市再生の元年」として
- 一、白鳥大橋着工の確定をさせる
- 二、雇用景気対策の推進による地域経済の復興
- 三、新たな企業立地に展望を開く
- 四、新しいエネルギー源としての地熱利用にあわせ、太陽熱、風

力利用についても研究、また、室蘭港の積極的利用をエネルギーと関連づけて推進する

五、計画的な財政再建に着手するの五項目を重点施策とし、北海道の中核都市として躍動する活力ある室蘭づくりのスタートの年にして参りたいと存じます。

特に、依然として低迷状況にあります雇用景気対策の推進にあたっては、各施策の推進を従来のような単にその施策効果をねらうだけでなく、教育施設や生活環境整備を進める場合でも、地場産業製品をいかに活用していくかの工夫検討の徹底を図るとともに、今後ともキャラバンを出して、鉄工、造船技術などを道内外にPRして参ります。

さらに、国、道に対しては、公共事業の推進と室蘭市内企業への発注(製品も含む)を要請するな



財政再建の元年に

ど、多角的な配慮をして参ります。

広域行政の推進

広域行政の推進にあたりましては、昨年、三市長(室蘭、登別、伊達)による広域行政懇談会を設け、話し合いを進めて参りましたが、今後は広域観光や企業の誘致などを重点に行動し、あわせて三市の交流も一層深めて参ります。

外国との姉妹都市提携も検討

室蘭は「国際都市」であるという印象、感覚を市民がもつためにも、外国との姉妹都市提携はぜひ必要と考えますので、十分な検討をして参ります。



室蘭・登別・伊達三市長広域行政懇談会

冬道はスピードは半減、車間距離は2倍

◎飲んだら乗るな、乗るなら飲むな

灯油購入資金の貸付始まる

福祉年金等受給老人や心身障害者 母子世帯を対象に特別生活資金



道では、最近、灯油価格が著しく値上りしていることから福祉年金などを受給する老人や心身障害者、母子世帯に対し、臨時的な取扱として、灯油の購入のための特別生活資金を貸付します。

〔対象世帯〕
昭和五十五年一月一日現在、次に該当する世帯（社会福祉施設入所者及び生活保護法に基づく被保護世帯を除く）が対象です。

（一）老人世帯
国民年金法に基づく老齢福祉年金を受給する者がいる世帯で、次のいずれかに該当する世帯

- （二）心身障害者世帯
- （三）母子世帯
- （四）特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当を受給する者がいる世帯
- （五）国民年金法に基づく母子福祉年金及び準母子福祉年金を受給する者がいる世帯
- （六）児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受給する者がいる世帯
- （七）（六）から（三）までに掲げる世帯に準ずる世帯であって、その所得が福祉年金等の支給停止限度額以下と認められる世帯

（一）年七十七歳（障害のある老人の場合は六十五歳）以上のひとり暮らしの老人世帯
（二）の老人と年齢十八歳未満の児童をもっている世帯
（三）年齢七十歳（障害のある老人の場合は六十五歳）以上の者と年齢六十歳以上の者がいる世帯
（四）の老人と年齢十八歳未満の児童をもっている世帯
（五）国民年金法に基づく障害福祉年金を受給する者が世帯主またはその配偶者である世帯
（六）特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当を受給する者がいる世帯
（七）国民年金法に基づく母子福祉年金及び準母子福祉年金を受給する者がいる世帯
（八）児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受給する者がいる世帯
（九）（八）から（三）までに掲げる世帯に準ずる世帯であって、その所得が福祉年金等の支給停止限度額以下と認められる世帯

- （七）年七十七歳（障害のある老人の場合は六十五歳）以上のひとり暮らしの老人世帯
- （八）の老人と年齢十八歳未満の児童をもっている世帯
- （九）年齢七十歳（障害のある老人の場合は六十五歳）以上の者と年齢六十歳以上の者がいる世帯
- （一〇）の老人と年齢十八歳未満の児童をもっている世帯
- （一一）国民年金法に基づく障害福祉年金を受給する者が世帯主またはその配偶者である世帯
- （一二）特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当を受給する者がいる世帯
- （一三）国民年金法に基づく母子福祉年金及び準母子福祉年金を受給する者がいる世帯
- （一四）児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受給する者がいる世帯
- （一五）（一四）から（一三）までに掲げる世帯に準ずる世帯であって、その所得が福祉年金等の支給停止限度額以下と認められる世帯

（一）資金の貸付限度額
一世帯あたり三万円
（二）資金の申込みから貸付まで
資金の借入申込書は各地区サービスセンタ、社会福祉協議会、または市役所福祉課に用意してありますので、借受を希望する人は申込書に所定の事項を記載の上、もよりの民生委員の証明を受け市役所福祉課へ提出して下さい。
資金の貸付は、申込後十日間位で社会福祉協議会、または母子福祉会から貸付けます。

（三）貸付条件
（一）借入申込期間
昭和五十五年三月三十一日まで
（二）償還期間
貸付の日から昭和五十六年三月三十一日まで（据置期間、昭和五十五年三月三十一日まで）
（三）利子 無利子
（四）担保 なし
（五）保証人 一人

（一）資金の貸付限度額
一世帯あたり三万円
（二）資金の申込みから貸付まで
資金の借入申込書は各地区サービスセンタ、社会福祉協議会、または市役所福祉課に用意してありますので、借受を希望する人は申込書に所定の事項を記載の上、もよりの民生委員の証明を受け市役所福祉課へ提出して下さい。
資金の貸付は、申込後十日間位で社会福祉協議会、または母子福祉会から貸付けます。

（三）貸付条件
（一）借入申込期間
昭和五十五年三月三十一日まで
（二）償還期間
貸付の日から昭和五十六年三月三十一日まで（据置期間、昭和五十五年三月三十一日まで）
（三）利子 無利子
（四）担保 なし
（五）保証人 一人

問合せは、社会福祉協議会（☎一八五八）、または市役所福祉課（☎☎一一一内線四六一、四六二）まで。

問合せは、社会福祉協議会（☎一八五八）、または市役所福祉課（☎☎一一一内線四六一、四六二）まで。

問合せは、社会福祉協議会（☎一八五八）、または市役所福祉課（☎☎一一一内線四六一、四六二）まで。

室蘭をきれいにする市民運動

室蘭をきれいにする市民運動推進協議会では、ゴミのないきれいな住みよい街づくりを進めるため市民一人ひとりに呼びかけるような標語と親しみのあるシンボルマークを募集しています。

▽募集部門
・標語
・シンボルマーク

▽賞
・優秀二編 佳作二編
・シンボルマーク
・優秀一点 佳作一点

※作品の著作権は、主催者に属し応募作品は返却しません。

▽発表
優秀作品、佳作作品は市政だより、新聞などで発表します。

問合せは、同協議会事務局（☎☎一一一内線三九二、三九三）まで。



昨年5月 全市一斉清掃から

簡単にわかりやすく市民の美化意識を促すもの
シンボルマーク
図案は簡単に市民に親しみやすく美化運動のシンボルにふさわしいもの

▽応募資格
小学生以上の室蘭市民

▽募集期間
一月十五日～二月十日

▽応募方法
官製ハガキ一枚につき標語一編またはシンボルマークの図案一点のみ書き、郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、職業（学校名、学年）を明記して下さい
なお、シンボルマークは黒一色とし、注釈が必要な場合はつけて下さい。

▽あて先
☎〇五一幸町一―二室蘭市役所市民課内「室蘭をきれいにする市民運動推進協議会」事務局

△審査
応募作品は、同協議会審査員により行います。

望洋台スキー場 オープン



無料リフトも好評 望洋台スキー場

無料リフト運行

望洋台スキー場に簡易リフトを設置して、今年も積雪があり次第オープンします。

▽予定期間 一月中旬～三月中旬
▽リフト運転時間 十時～十五時
▽リフト料金 無料

リフト使用の際、係員の指示にしたがって下さい。

〈スキーバスの運行〉
期間中の日曜日、祭日にかぎり貸切バス方式で道南バスが運行します。

▽申込方法

利用前日の十五時までに道南バス本社営業課(☎④二一三一)に電話で申込み下さい(少人数の場合運行中止になることもあります)

▽会費(往復)

中学生以上 四百円
小学生以下 二百円

▽運行時間(一日一往復のみ)

・行きは：新日鉄前発九時三十分
東町ターミナル―鷺別―室工大―中島入口―柏木間の各バス停に寄り、スキー場には十時十分着

・帰りは：逆コースでスキー場発十四時三十分、新日鉄前着十五時十分

※自家用車でおいでの方はスキー場休憩所前駐車場をご利用下さい
なお、火葬場を利用する車両の出入りに支障がありますので、火葬場入口付近には駐車しないで下さい。

問合せは、体育課(☎④七五二二)まで。

個人住宅建設資金

融資受付始まる

住宅金融公庫では、四一五十四

年度第三回個人住宅建設資金融資受付を、次の要領で行います。

▽受付期間

一月二十八日(月)から二月二十七日(水)まで

▽融資の条件

- (一)自から住むための住宅で、同居する世帯員のある人
- (二)土地の準備ができている人
- (三)融資限度額は、四五〇万円(木造住宅八〇㎡以上二二〇㎡以下)ですが、次のような割増融資があります。
- (ア)断熱構造化工事を行う場合
三〇万円の割増
- (イ)重度の精神薄弱者が同居する場合
五〇万円の割増(住宅部分の床面積が九〇㎡以上)
- (ウ)六十五歳以上の老人と重度精神薄弱者、または五人以上の親族が同居する場合
一〇〇万円の割増(住宅部分の床面積が一〇〇㎡以上一五〇㎡以下)

▽利率

年五・五%

▽返済期間

木造住宅は二十五年以内
耐火構造住宅は三十五年以内

▽返済方法

元利均等による毎月払い及び六カ月払いの併用による返済もできます。また申込者のご希望によりステップ返済方式も利用できます。

問合せは、建築指導課庶務係(☎二一一一内線五六二)、または取扱金融機関まで。

成人したあなたは

国民年金に加入しましたか



今年の成人祭から

の安定を図ろうとする国の社会保険制度の一つです。

(一)六十五歳から(老齢年金)

(二)ケガや重い病気で廃疾になったとき(障害年金)

(三)夫を亡くし母子家庭になったとき(母子年金)

やがて厳しい高齢化時代は必ずやってきます。若い人も自分の老後の保障として、この機会に、国民年金加入の意味と役割を考えていただきたいと思えます。

▽加入しなければならぬ人
自営業の人や勤めていても厚生年金などに加入していない人で二十歳以上六十歳未満の人

▽希望により加入できる人
厚生年金・共済年金などに加入している人の配偶者や、昼間部の大学生など

▽年金保険料
定額 月三千三百円(五十五年四月から三千七百七十円)
付加 月四百円

▽加入手続は
国民年金係に印を持っておいで下さい

問合せは、保険年金課国民年金係(☎二一一一内線四五七)まで。

十五日は八〇年代初の成人の日二十一世紀に向かって前進する時代の幕開けの特記すべき出発です。今後新成人の皆さんは、選挙権をはじめ、いろいろな権利を行使できる反面、義務も生じます。なかでも公的年金制度に加入することは大切な義務の一つといえます。

あなたが、会社や官公庁に勤めている場合は、厚生年金あるいは共済組合などに加入していることになりませんが、農漁業・商業などの自営業者、サービス業などに従事している人は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

国民年金制度は、加入者が次のような場合に年々支給し、生活

◎坂道や歩道の飛び出しに注意を

婦人講座

受講生募集

勤労婦人センター

〈短期職業(和裁)講座〉

この講座は和裁で内職をしたい人を対象とします。

▽開講日 二月五日から毎週火、木曜日 十五回

▽時間 十時～十五時

▽教材 丹前下、女物長襦袢、男物長襦袢、女物裕長着

▽定員 四十人

▽紙人形(おひな様)講座(昼の部)

▽開講日 二月一日から毎週金曜日 六回

▽時間 十時～十二時二十分

▽教材費 一体七五〇円(期間中三休作成)

▽定員 三十人

(夜の部)

▽開講日 二月七日から毎週木曜日 六回

▽時間 十八時～二十時

▽教材費 一体七五〇円(期間中三休作成)

▽定員 三十人

▽七宝焼講座

▽開講日 二月七日から毎週木曜日 五回

▽時間 十時～十三時

▽教材費 一回 一千円程度

▽定員 三十人

▽申込方法

ハガキに講座名、住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、申

込み下さい。

定員をこえた場合、抽選によって決め、受講できる人に通知します。

締切 一月二十五日(金)必着
あて先 〇〇五一 栄町二一〇〇 勤労婦人センター

問合せは、勤労婦人センター(☎二一〇四三)まで。

〇〇五一 栄町二一〇〇 勤労婦人センター

問合せは、勤労婦人センター(☎二一〇四三)まで。

市民ニュース



1 HBC・TV放送番組から

◎放送時間と内容

毎週土曜日11時30分～13時35分

2日・空欄をきれいにする運動

「保健衛生一口メモ」の二月のテーマ(予定)をお知らせします

▽一日(金)

赤ちゃんときようだい

▽二日(土)、三日(日)

休養こそ最善の健康法

▽四日(月)、五日(火)

子供の近視が増えている

▽六日(水)、七日(木)、八日(金)

痛風：肥満体はご用心

▽九日(土)、十日(日)、十一日(月)

命を縮めるたばこの害

▽十二日(火)、十三日(水)

子供のしつけ：母親はどうすればよいか

▽十四日(木)、十五日(金)

標語及びシンボルマークを募集

9日・償却資産の申告はお済みですか

特別土地保有税の申告納付をお忘れなく

水道栓の凍結に注意しましょう

雪道や凍結路での運転は一段と慎重に

23日・早めにおろそう屋根の雪

落氷雪による事故防止

16日・雪道や凍結路での運転は一段と慎重に

23日・早めにおろそう屋根の雪

落氷雪による事故防止

市民法律相談

毎月第2、第4土曜日

▽相談日、相談員

一月二十六日 塩谷栄道弁護士

生理痛：恥ずかしがらずに相談を

▽十六日(土)、十七日(日)

住まいの掃除

▽十八日(月)、十九日(火)

子供をむしばむ「心の病」

▽二十日(水)、二十一日(木)

二十一日(金)

人間の敵、ガンを追放する為に

▽二十三日(土)、二十四日(日)

アルコール症：しのびよる中毒

▽二十五日(月)、二十六日(火)

乳幼児の予防接種：こが肝心

▽二十七日(水)、二十八日(木)

二十九日(金)

脳の動脈硬化：知的活動をなるべく続けよう

二月九日 土井勝三郎弁護士

▽時間 九時～十二時

▽受付 相談日の前日まで

申込み、問合せは、市民課市民相談室(☎二二二一内線四一五、四一六)まで。

※相談は無料です。

お宅の電気設備は

安全ですか

電気保安協会から

私たちは、電気を何気なく使っていますが、一つ間違いを起こすと大変恐ろしいものです。

家庭では、電気の安全使用について次の点に注意しましょう。

(一)素人仕事は火災や感電のもと

(二)タコ足配線は危険です

(三)ぬれた手でスイッチやソケットにさわらない

(四)洗たく機など水を使う電気器具には必ずアースを取付けましょう

(五)電気器具は▽(㊦)マークのついたものを使いましょう

北海道電気保安協会室蘭支部では、二年に一回、電気配線調査をしています。当協会の調査員が随時、皆さんのお宅に向って配線の状態は適正か、電気を安全に使用しているかなどの調査をしています。お気軽にご利用下さい。

問合せは、北海道電気保安協会室蘭支部(北海道電力室蘭支店内 ☎二二二一四一)まで。

健康管理のアドバイザー

テレホンサービス

23局5151番



2月の予定

ンサービスをしています。

「保健衛生一口メモ」で、あなたの健康管理のお手伝いをしますので、ぜひご利用下さい。

▽内容と時間

。月、火曜日

乳幼児の健康メモ

。水、木、金曜日

大人の健康メモ

。土、日曜日

栄養、その他全般のメモ

いずれも九時～翌朝九時

市では、皆さんの健康管理にお役立ていただくため、毎日テレホ

「室蘭市の財政」解説版の配付について

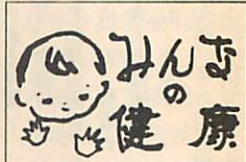
昨年十二月に「室蘭市の財政」を作製し、市の財政の詳細を公表しましたが、これは市民の皆さんに市の財政のしくみと今後の課題とその対策を理解していただくためのものです。このほどその解説版として、一月十五日号市政だより別冊を発行し、全世帯に配付しました。

一月十五日号と同時に配達ですが届かない向は、市政だより配付責任者あるいは市広報広聴課広報係（電話二一一一内線四一一）に問合せ下さい。
なお、各地区サービスセンターにも備え付けてあります。

危険な場所でのソリ、スキー遊びはやめましょう



他人ごとではありません。見かけたら注意を！



または口頭で申込み下さい。

〈3歳児健診〉保健所主催
2月15日 労働会館
対象 昭和51年11月生まれで、絵鞆町から御崎町に居住する幼児。
時間 12:30~13:30

☆対象者には室蘭保健所から個人通知します。

〈先天性股関節脱臼検診〉保健所主催

2月25日 室蘭保健所
対象 生後3~6カ月の乳児

定員 50人 料金 670円
申込先

室蘭保健所普及課（幸町9-11 電話22-9131）へ申込み下さい。

〈赤ちゃんと妊産婦に牛乳または粉乳を無料支給〉
市では、生活保護世帯、市民税非課税世帯、所得税非課税世帯の乳児と妊産婦に牛乳または粉乳を無料で支給しています。

ただし乳児については、体重制限があります。

該当者は印と母子手帳を持参の上、衛生課保健係までお下さい。

☆保健所から妊婦にお願い
母子手帳の交付を受けると妊婦無料受診票が入っていますが妊娠中毒防止の上からも必ず受診して下さい。なお、規程以外の検査を受けたとき、その料金は個人負担です。

今月は、道・市民税の納期です。期限内に納めましょう。

〈乳幼児相談〉 無料

2月5日 東町医師会館
6日 本輪西地区
7日 市役所保健室
25日 中島地区
時間 10:00~11:00
13:00~15:00
2月8日 白鳥台地区
時間 13:00~15:00

〈6か月児検診〉 無料

2月26日 労働会館
27日 本輪西地区
28日 東町医師会館
29日 中島地区
時間 12:30~13:30

対象 昭和54年8月生まれの赤ちゃん。

※対象者には個人通知しますが、万一通知書が届かない場合でも受診できますので、直接、会場へおいで下さい。

〈離乳食講習会〉 無料

3月3日 衛生課輪西分室
時間 13時までにおいで下さい。講習時間は2時間程度。

定員 30人

対象 昭和54年11、12月生まれの赤ちゃんをお持ちの母さん。

※市衛生課保健係へ電話、または口頭で申込み下さい。

〈定時予防接種〉

2月実施分

1、15、22、29日
衛生課輪西分室
13、20、27日
中島地区
12、19、26日

市役所保健室

7、14日 白鳥台地区
7、21、28日 本輪西地区
時間 13:00~13:45
6日 中島地区
8日 市役所保健室
衛生課輪西分室
時間 13:00~14:45

◎種目

○3種混合 無料
1期、2期、24カ月~48カ月に至る期間に接種。
○破傷風 有料1回150円
1カ月間隔で2回接種
翌年追加接種

☆予防接種の場合、次に該当する人は接種できませんので、よくお読みの上会場へおいで下さい。

1. 発熱している人、または著しい栄養障害者。
2. 心臓血管系疾患、腎臓疾患、または肝臓疾患にかかっている人で、この疾患が急性期、増悪期、または活動期にあるもの。
3. 接種液の成分によりアレルギーを呈するおそれがあることが明らかな人。
4. 接種液により異常な副反応を呈したことがあることが明らかな人。
5. 接種前1年以内にけいれんの症状を呈したことがあることが明らかな人。
6. 妊婦
7. 急性灰白髄炎（ポリオ生ワク）、麻疹、風しんBCGの予防接種を受けた後1カ月を経過してい

ない人。

8. 前各号に掲げる人のほか予防接種を行うことが不十分な状態にある人。

○ツ反

2月4日 中島地区
6日 市役所保健室
6日 衛生課輪西分室
時間 13:00~15:00
2月5日 本輪西地区
5日 白鳥台地区
時間 13:00~14:00

〈結核検診〉 無料

○レントゲン撮影
2月8日 白鳥台地区
14日 輪西市民会館
29日 中島地区
時間 13:00~15:00

※一般市民を対象に実施しています。なお、どの会場でも受けることができます。

〈1歳6カ月児歯牙検診〉 無料

2月12日 労働会館（絵鞆町~御崎町）
2月14日 東町医師会館（大沢町~日の出町）
時間 12:30、13:00、13:30

☆今月の対象者は昭和53年6月、7月生まれの人ですが会場などの都合により検診月がずれる人もいます。個人通知します。

〈母親学級〉 無料

2月13、15、20、22日
室蘭市医師会館
時間 13:00~15:00

※市衛生課保健係まで電話